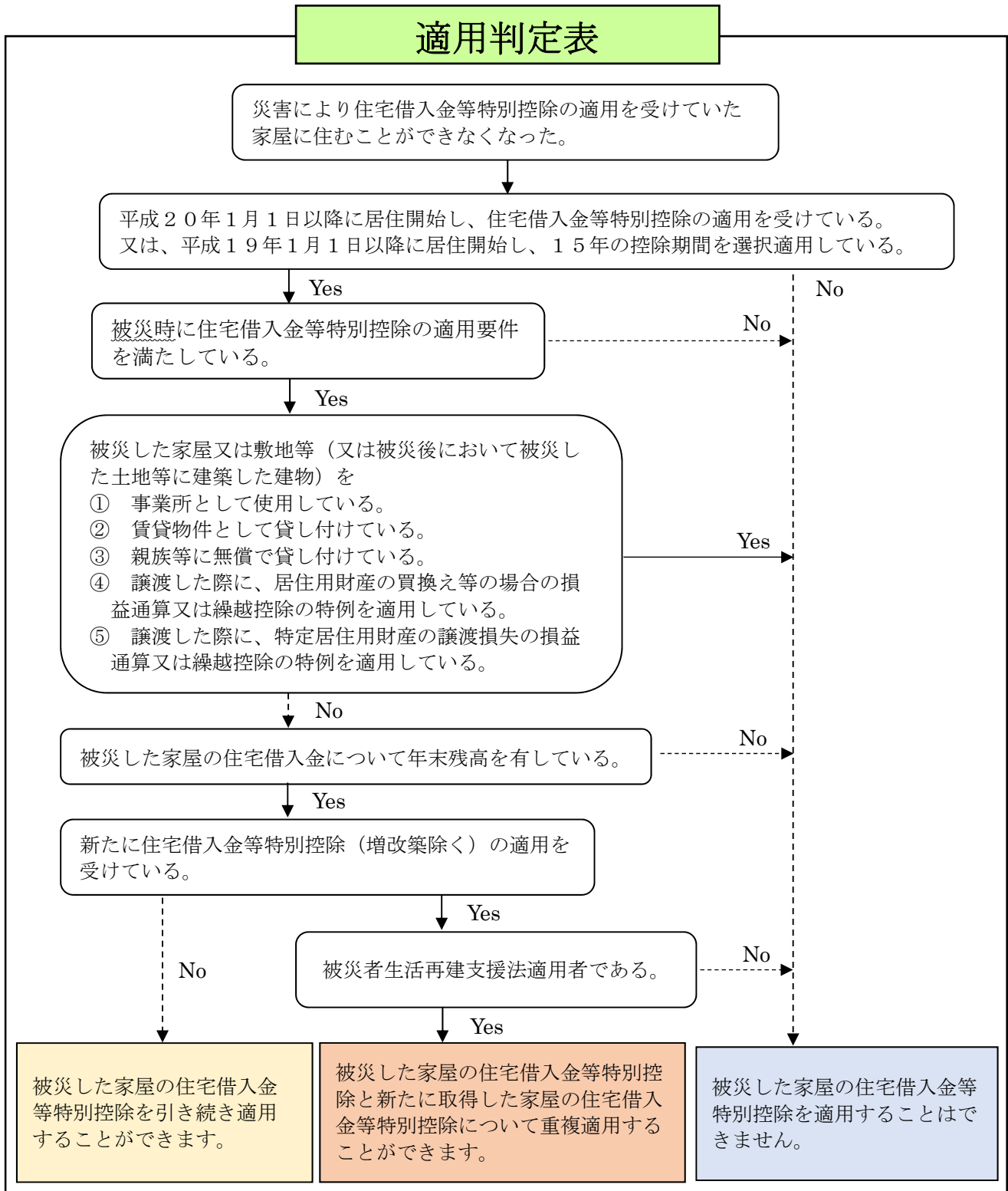


住宅借入金等特別控除の適用を受けている方へ

平成28年熊本地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

平成29年度税制改正により、災害によって居住していた家屋が損壊し、その後居住することができなくなった場合であっても、住宅借入金等特別控除の適用が受けられる場合がありますのでご確認ください。



- (注) 1 平成28年1月1日以降に従前家屋を居住の用に供することができなくなった方の平成29年分以降の所得税について適用されます。
- 2 平成28年熊本地震に係る被災者生活再建支援法が適用される市町村は、熊本県全域及び大分県由布市です。
- 3 詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。